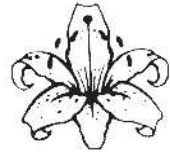


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 3 月 8 日 (火曜日)

定期第 289 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
<b>〇規則</b>		
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・大気水質課)	123	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)
<b>〇告示</b>		
特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所)	123	<b>〇公告</b>
市街地再開発組合の定款の変更認可 (県土整備・都市整備課)	123	神奈川県地先海面における船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限 (海区漁業調整委員会)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	124	<b>〇入札公告</b>
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・財務課)
		落札者等の公告 (教委・県立図書館)

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第13号

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 9 年神奈川県規則第113号) の一部を次のように改正する。

第94条第 1 項第 1 号中「藤沢市」の次に「並びに町村」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、申請等に係る事業所の位置が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、知事が別に定める部数とする。

第94条第 1 項第 2 号中「及び第 6 節」を削り、「第 7 章第 2 節」の次に「及び第 5 節」を加え、同項第 3 号中「第 7 章第 5 節」を「第 6 章第 6 節」に、「平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市及び厚木市」を「市並びに葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、届出に係る店舗の位置が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、知事が別に定める部数とする。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

神奈川県告示第82号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第20条第 1 項の規定により、指定定期検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 検査を行う区域及び実施期日

区 域	実 施 期 日
高座郡寒川町	令和 4 年 4 月 11 日 (月) から同年 10 月 7 日 (金) まで (神奈川県の休日を定める条例 (平成元年神奈川県条例第12号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く。)
南足柄市	令和 4 年 5 月 2 日 (月) から同年 10 月 28 日 (金) まで (休日を除く。)
足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町	令和 4 年 5 月 9 日 (月) から同年 11 月 4 日 (金) まで (休日を除く。)
鎌倉市	令和 4 年 8 月 15 日 (月) から令和 5 年 2 月 10 日 (金) まで (休日を除く。)
藤沢市及び三浦郡葉山町	令和 4 年 10 月 11 日 (火) から令和 5 年 3 月 31 日 (金) まで (休日を除く。)

### 2 検査対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

### 3 検査の実施場所

特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会  
横浜市神奈川区浦島丘 4 電話 (045) 401-4420

### 神奈川県告示第83号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第38条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年 3 月 8 日

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横 濱 市 中 区 日 本 大 通 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 濱 (〇四 五) 二 一 〇 一 一 一

印刷

横 濱 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 濱 (〇四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
厚木駅南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和元年6月21日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区  
海老名市河原口一丁目365番1から8まで、366番1から14まで、366番16、370番1及び2、371番1、372番、372番2から4まで、373番1及び2、374番1及び2、382番6及び8、382番

- 14から19まで、391番6、396番1及び3、935番1及び2、936番1及び2、2,393番、2,394番、2,394番2から4まで、2,395番1及び2、2,396番並びに2,499番3から6まで
- 4 事務所の所在地  
海老名市中新田二丁目12番33号
- 5 設立認可の年月日  
令和元年6月21日
- 6 定款の変更の認可の年月日  
令和4年3月8日

神奈川県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松見町3丁目2	横浜市神奈川区松見町3丁目及び松見町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	松見町3丁目2	横浜市神奈川区松見町3丁目及び松見町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町3丁目2	横浜市中区本郷町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町3丁目2	横浜市中区本郷町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
八幡町2	横浜市内南区八幡町、山谷及び平楽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	八幡町2	横浜市内南区八幡町、山谷及び平楽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
最戸2丁目2	横浜市港南区最戸二丁目及び大久保二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	最戸2丁目2	横浜市港南区最戸二丁目及び大久保二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笹下3丁目1	横浜市港南区笹下三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下3丁目1	横浜市港南区笹下三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新井町5	横浜市保土ヶ谷区新井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新井町5	横浜市保土ヶ谷区新井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東町1	横浜市磯子区東町及び西町並びに中区根岸旭台、根岸町3丁目及び滝之上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東町1	横浜市磯子区東町及び西町並びに中区根岸旭台、根岸町3丁目及び滝之上のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡村4丁目1	横浜市磯子区岡村4丁目及び岡村3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡村4丁目1	横浜市磯子区岡村4丁目及び岡村3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富岡西7丁目3	横浜市金沢区富岡西七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富岡西7丁目3	横浜市金沢区富岡西七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西柴3丁目1	横浜市金沢区西柴三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西柴3丁目1	横浜市金沢区西柴三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷津町3	横浜市金沢区谷津町、片吹、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	谷津町3	横浜市金沢区谷津町、片吹、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東4丁目2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東4丁目2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東4丁目3	横浜市金沢区釜利谷東四丁目及び能見台六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東4丁目3	横浜市金沢区釜利谷東四丁目及び能見台六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
六浦東1丁目1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦東1丁目1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
六浦南5丁目3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦南5丁目3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大道1丁目	横浜市金沢区大道一丁目、	急傾斜地の崩壊	大道1丁目	横浜市金沢区大道一丁目、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

目 1	大道二丁目、朝比奈町、高舟台二丁目及び東朝比奈三丁目のうち、次の図に示す区域		目 1	大道二丁目、朝比奈町、高舟台二丁目及び東朝比奈三丁目のうち、次の図に示す区域		り
仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笠間 5 丁目 1	横浜市栄区笠間 5 丁目及び鎌倉市岩瀬 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笠間 5 丁目 1	横浜市栄区笠間 5 丁目及び鎌倉市岩瀬 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第85号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松見町 3 丁目 2	横浜市神奈川区松見町 3 丁目及び松見町 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	松見町 3 丁目 2	横浜市神奈川区松見町 3 丁目及び松見町 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
本郷町 3 丁目 2	横浜市中区本郷町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本郷町 3 丁目 2	横浜市中区本郷町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
八幡町 2	横浜市南区八幡町、山谷及び平楽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	八幡町 2	横浜市南区八幡町、山谷及び平楽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
最戸 2 丁目 2	横浜市港南区最戸二丁目及び大久保二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	最戸 2 丁目 2	横浜市港南区最戸二丁目及び大久保二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笹下 3 丁目 1	横浜市港南区笹下三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下 3 丁目 1	横浜市港南区笹下三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新井町 5	横浜市保土ヶ谷区新井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	新井町 5	横浜市保土ヶ谷区新井町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡村 4 丁目 1	横浜市磯子区岡村四丁目及び岡村三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡村 4 丁目 1	横浜市磯子区岡村四丁目及び岡村三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東町 1	横浜市磯子区東町及び西町並びに中区滝之上、根岸旭台及び根岸町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東町 1	横浜市磯子区東町及び西町並びに中区滝之上、根岸旭台及び根岸町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東 4 丁目 2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東 4 丁目 2	横浜市金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東三丁目、能見台六丁目及び能見台森のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
釜利谷東 4 丁目 3	横浜市金沢区釜利谷東四丁目及び能見台六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	釜利谷東 4 丁目 3	横浜市金沢区釜利谷東四丁目及び能見台六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大道 1 丁目 1	横浜市金沢区大道一丁目、大道二丁目、朝比奈町、高舟台二丁目及び東朝比奈三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大道 1 丁目 1	横浜市金沢区大道一丁目、大道二丁目、朝比奈町、高舟台二丁目及び東朝比奈三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富岡西 7 丁目 3	横浜市金沢区富岡西七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富岡西 7 丁目 3	横浜市金沢区富岡西七丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

六浦東 1 丁目 1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦東 1 丁目 1	横浜市金沢区六浦東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
六浦南 5 丁目 3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	六浦南 5 丁目 3	横浜市金沢区六浦南五丁目、六浦南四丁目及び六浦町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	谷津町 3	横浜市金沢区谷津町、金沢町、西柴三丁目及び西柴四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小机町 1	横浜市港北区小机町及び鳥山町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	仲手原 1 丁目 2	横浜市港北区仲手原一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	名瀬町 5	横浜市戸塚区名瀬町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笠間 5 丁目 1	横浜市栄区笠間五丁目及び鎌倉市岩瀬一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笠間 5 丁目 1	横浜市栄区笠間五丁目及び鎌倉市岩瀬一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小菅ヶ谷 2 丁目 4	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目及び飯島町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。〕

公 告

神奈川海区漁業調整委員会指示第 5 号

神奈川県地先海面において、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 41 条第 1 項第 5 号に規定する竿釣り及び手釣りにより水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 遊漁者が船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りをを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限

(1) まき餌籠の大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのため取り付けられた突起した部分を除く。）5.5センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）16センチメートル以下のいずれの条件も満たすもの

(2) まき餌籠の数

1 仕掛けにつき 1 個

2 指示の有効期間

令和 4 年 4 月 22 日から令和 7 年 4 月 21 日まで

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

統合型校務支援システム及びシステム機器等 一式

(2) 業務内容、契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(4) 借入場所

仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す特質等を有する物品を貸し付けることができる者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu-e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの WTO 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システ

ムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

## ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 4 日(月)午後 5 時

## エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

## 3 入札説明書等の交付場所等

## (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁東庁舎 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループ 村田 遥 電話 (045) 210-1111 内線8112

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和 4 年 3 月 8 日(火)から同年 4 月 4 日(月)まで

## 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 4 月 4 日(月)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

なお、入札参加資格を認められた者は、技術提案書の受付期間中(令和 4 年 4 月 11 日(月)午前 8 時 30 分から同月 14 日(木)午後 5 時まで)に次により技術提案書を提出してください。

3 の(1)の所属宛てに持参又は郵便により提出するとともに、かながわ電子入札共同システムにより技術提案書の提出処理を行うこと。

なお、郵便の場合は、書留郵便等の郵便追跡サービスに対応している方法で提出すること。

## 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁東庁舎 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

## (1) 入札期間

令和 4 年 4 月 22 日(金)午前 8 時 30 分から同月 26 日(火)午後 5 時まで

## (2) 開札日時

令和 4 年 4 月 27 日(水)午前 9 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 4 月 26 日(火)午後 5 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。郵便の場合は、書留郵便等の郵便追跡サービスに対応している方法で提出してください。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

## (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

## (1) The nature and quantity of the products to be leased :

Integrated school business support system equipment

## (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., April 26, 2022

## (3) Contact point for the notice : Financial Affairs Division, Administration Department, Kanagawa Prefectural Education Bureau, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-1111 ext.8112

## 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 4 年 3 月 8 日

神奈川県立図書館長 南 雲 正 二

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

## (1)神奈川県立図書館新棟サイン製作業務委託 仕様書のとおり

(2)神奈川県立図書館管理課 横浜市西区紅葉ヶ丘 9 番の 2 (3)令和 4 年 2 月 2 日 (4)丸善雄松堂株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3 番 10 号 (5)41,800,000 円 (6)一般競争入札 (7)令和 3 年 12 月 10 日